

平成29年10月5日

職員各位

市長

平成30年度予算編成方針（通知）

本市の主要な歳入である普通交付税については、合併特例法上における優遇措置が段階的に縮減されており、優遇措置が終了となる平成33年度まで毎年、約1億8千万円の減少が見込まれる中で、喫緊の課題に対する施策を進めるためには、平成30年度においては歳出の削減無くして予算を編成することは非常に厳しい状況となっている。さらに、国の概算要求における地方交付税については、平成29年度比で2.5%の減となっており、より一層歳入の減少が見込まれる。

このような環境においては、「**限られた財源の中での事業の実施**」は言うまでもなく、事務事業の見直しや創意工夫によって有効に財源を活用するなど、持続可能な「健全財政」に向けた取組みを着実に推進しなければならない。一方で、平成30年度は、「第2次総合計画（前期基本計画）」や「地域創生総合戦略」の折り返しとなる年度であり、人口減少に抑制をかけるとともに、それぞれに掲げる目標が達成できるよう積極的な施策の推進が重要である。

平成30年度予算編成にあたっては、次の基本姿勢・基本事項のもと、まずは「**持続可能な健全財政のための歳出削減**」に集中して取り組むとともに、「**平成32年度末の人口が37,000人を上回ることを目標に「何をすべきか」を早急に考え、できることから実施していく必要がある**。そのために、地域創生総合戦略アクションプランに定める「**子育て応援・定住促進の住環境整備**」、「**日本一の風景街道の創造**」及び「**生活圏ネットワークの構築**」を積極的に進めることとする。

1 基本姿勢

(1) 人口減少の抑制（平成32年度末目標人口37,000人）

このまま人口減少が加速化すると地域存続の危機にあるという危機を全職員が認識し共有するとともに、平成32年度末の人口が37,000人を上回るために何をすべきか、何ができるのかを今一度全職員が考え、効果的な施策を提案し積極的かつスピード感を持って推進すること。

(2) 地域創生総合戦略の推進に伴う継続事業全般の見直し

人口減少の抑制のためには、地域創生総合戦略アクションプランに掲げる事業の推進は欠かすことができないため、主要な歳入である普通交付税が確実に減ることを前提とし、地域創生総合戦略アクションプラン以外の事業については、今一度必要性や事業量を検証し、事務事業全般の見直し（廃止・縮小）を行うこと。

(3) 明確な目的を持った施策の推進

市民への説明責任を十分に果たせるよう、なぜその事業を実施するのかを再度認識のうえ事業にメッセージ性を持たせることを意識し、目的を明確にして施策を推進するとともに、当然のこととして、限られた財源の中での施策推進のために事務事業の工夫によってサービス

水準の維持及び改善を図ること。

2 基本事項

(1) 投資的経費の抑制（認定こども園建設・学校大規模改修・（仮称）市民協働センター建設を除く）

市債発行は後年度の財政運営の圧迫につながることから、事業量や事業の進度を調整すること。また、施設の改修についても、公共施設等総合管理計画との整合を図ったうえで、後年度の維持管理費用の増加とならないよう調整すること。あわせて、公共施設等総合管理計画をもとに分野ごとの個別計画を策定し、将来的な投資的経費の抑制を図ること。

(2) スクラップアンドビルドの徹底

新規及び拡充事業については、財政負担を考慮のうえ担当部局において別事業の廃止または縮小を原則とすること。

(3) 補助金事業の整理

補助金事業については、実績報告の分析のもと、公益性の観点から補助を当然とせず、目的・内容・対象・補助率を精査すること。

(4) 収入の確保

学校跡地などの未利用財産について売却や貸付できる資産を整理したうえで、歳入予算及び効果的にPRするための歳出予算について計上すること。また、広告料収入やふるさと納税による寄附についても現行の手法にとらわれず収入の増加を図ること。

(5) 地域創生に向けた積極的予算の計上

第2次総合計画や地域創生総合戦略に掲げる目標の実現に向けて、積極的に予算計上すること。

① 子育て応援・定住促進の住環境整備

若者・子育て世代や田舎暮らしを検討する移住希望者をターゲットとし、子育て環境や教育環境、雇用の場の創出など様々な環境整備を推進するとともに、市内外へ向けて「住み続けたい、住んでみたい」と感じられるよう宍粟市の魅力を情報発信すること。

② 日本一の風景街道の創造

街道、まちなか、里地、里山の環境及び景観保全を図ることでこれらの風景をさらに価値あるものに創造し、観光拠点の魅力創造やネットワーク化、森林整備や耕作放棄地の解消、まちなか整備などにより魅力ある風景を創出することで、交流人口の増加や市内での生業につながる好循環を生み出すため、全体的な構想を策定するとともに、先行的に取り組んでいる事業のさらなる推進も含めてできることから着実に取り組むこと。

③ 生活圏ネットワークの構築

第1のダム機能として市民生活に必要な施設、機能を集約した「生活圏の拠点」づくりとして、（仮称）市民協働センターの建設に向けて、地域との協議を重ねたうえで計画的に取り組むこと。